



被災住宅再建支援事業が創設されました

蛇 田町では、2000年有珠山噴火災害により、専用住宅に大きな被害を受けた方を対象に、一定期間内に町内の別の土地に住宅を再建（新築または購入）する場合、補助金の交付などの被災住宅再建支援事業を実施します。この事業の詳しい内容については、役場企画防災課（直通☎74-3004）まで問合せください。

被災住宅再建支援事業とは

◆どんな人が対象になるの？要件は？

被災住宅再建支援事業では、2000年有珠山噴火災害によ

り住宅被害を受けた方で、その被害の程度が、被害後に実施した被害調査で被災率50%以上と判定された世帯が移転して住宅を再建する場合を、その要件としています。

◆町外に移転しても対象になりますか？

町外に移転する場合は、対象となりません。

◆既に被災した住宅を修理した後に移転する場合はどうなりますか？

被災住宅を再建する場合、被害調査による被害率が基準となりますので、既に応急処置を終えていても被害調査時点での被害率が50%以上であれば対象になります。

害率が50%以上であれば対象になります。

◆被害調査後に被害が拡大し、被害率が50%以上になったと思うが、再調査の予定はありますか？

被害調査は、既に終わってすでに再調査はしません。従って、被害調査時点で50%未満であった方は、対象となりません。

◆当時、借家に住んでいて被災した場合に対象になりますか？

借家に入居されていた方は、対象になりません。この事業の対象者は、自己所有する住宅に住んでいた方に限られます。

◆要件は満たしているが、既に移転して住宅を再建したが、この場合どうなりますか？

この事業は、平成12年4月1日から平成27年3月31日を支援対象期間としていますので、要件さえ満たしていれば対象となります。

◆要件は満たしているが、砂防事業により補償を受けて移転して住宅を再建しました。この場合どうなりますか？

砂防事業、防災集団移転事

箱根大名行列の参加者募集！

噴火5周年の記念イベントの一環として7月16日、17日開催される「有珠山噴火5年復興感謝祭 inとうや湖」サマードリーム事業に、姉妹都市の箱根町から「箱根大名行列」を遠征してもらうことになりました。この行列には、大名はもとより家老、奥女中、鉄砲隊など総勢109人の町民の方の参加が必要

です。ぜひやってみたいという好奇心旺盛な方、応募を待っています！詳しくは、企画防災課（☎74-3004）まで問合せください。



箱根町の名行列のようす

業など他の公共事業による補償、補助を受けた方は、対象になりません。

◆補助の内容は？

この事業では今まで住んでいた住宅（被災住宅）を取り壊す場合、その費用に対する補助と住宅を再建する場合に金融機関から建設資金を借り入れた場合の利子に対して補助をします。

◆移転跡地はどうなりますか？

借地の場合は……

移転される方が所有する住宅跡地の売却を希望される場合は、本人の申出により町が買い上げをします。借地の場合は買

上げしません。

◆旧Cゾーンの住宅移転支援は、どのようになりましただか？

いわゆるCゾーンについては、平成16年2月に白紙撤回し、今後の土地利用については都市計画マスタープランにおいて検討していくとしました。

本年1月に公表しました都市計画マスタープランにおける土地利用の方針を踏まえ、今後、特定の地域について住宅の移転誘導やこれに伴う住宅移転支援は行わないこととしました。